



平成 27 年 6 月 22 日

各 位

会 社 名 株式会社ヨンキュウ
代表者名 代表取締役社長 笠 岡 恒 三
(J A S D A Q ・ コード 9955)
問合せ先
役職・氏名 総務部長 宇都宮 紀
電話 0895-24-0001

株主代表訴訟の判決確定に関するお知らせ

平成 27 年 2 月 25 日付「株主代表訴訟の上告等に関するお知らせ」にて公表いたしました、当社個人株主（上告人 5 名。以下「上告人ら」といいます。）が上告及び上告受理申立てを行った株主代表訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）につきまして、平成 27 年 6 月 19 日に上告棄却及び上告不受理の決定があり、当社取締役の法的責任を全て否定した全面的勝訴判決が確定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 決定のあった裁判所及び年月日

最高裁判所第二小法廷 平成 27 年 6 月 19 日

2. 訴訟の経緯

当社は、平成 23 年 5 月 12 日に開催された取締役会の決議に基づき、株式会社海昇（以下「海昇」といいます。）の株主との間で、海昇の全株式を当社が買い受ける内容の株式譲渡契約を締結し、同年 6 月に海昇の全株式を取得しました。本件訴訟は、上告人ら（原告及び参加原告ら）が、かかる海昇の株式取得を当時担当していた当社取締役に対し、海昇の企業価値の評価や財務内容精査の手續・方法が適正かどうかを確認する善管注意義務を怠ったこと等により当社に損害が生じたとして、4 億 8,300 万円に法定の遅延損害金を加えた金額を当社に賠償するよう求めたものです。

これに対し、当社は、本件訴訟において、当社取締役には何ら法的責任はないものと判断し、被告（被上告人）となった当社取締役側に第一審より補助参加しておりました。

そして、これまで公表してきましたとおり、松山地方裁判所は平成 26 年 9 月 11 日に、高松高等裁判所は平成 27 年 2 月 6 日に、それぞれ本件訴訟について上告人らの請求を全て棄却する判決を言い渡しました。

かかる判決を不服として、上告人らは上告及び上告受理申立てを行っておりましたが、最高裁判所は、下記 3 の通り、上告人らの上告を全て棄却し、また上告受理申立てを受理しない旨の決定を下しました。

これにより、第一審及び控訴審判決において、当社の判断したとおり当社取締役の法的責任を全て否定した全面的勝訴判決が確定いたしました。

3. 決定の内容

決定の内容は以下の通りであります。

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人らの負担とする。

以上